

平成 24 年 7 月 19 日

財団法人

大阪民間社会福祉事業従事者共済会

理事長 高岡 國士 様

財団法人

大阪民間社会福祉事業従事者共済会

福利厚生事業運営委員会

委員長 伊山 喜二

### 答 申 書

財団法人 大阪民間社会福祉事業従事者共済会 福利厚生事業運営委員会は、平成 23 年 7 月 29 日に諮問された公益目的支出計画について、平成 23 年度 6 回、平成 24 年度 4 回の委員会を開催し、検討を行ってきました。

このたび、検討結果を下記の通り答申します。

### 記

特例民法法人が一般財団法人に移行した場合、公益目的財産額に相当する金額を、「公益の目的のために支出することにより零とするための計画」（整備法第 119 条第 1 項抜粋）を作成しなければならないとされております。具体的には、「公益目的事業」、「特定寄附」又は「継続事業」によって公益目的支出計画を策定することが求められております。

また、公益目的支出計画の作成に当たっては、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（以下「整備法」。）及び「整備法施行規則」、「公益認定等ガイドライン」についても考慮し、検討いたしました。

「公益目的事業」：「学術、技芸、慈善その他の公益に関する事業であつて、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」

「特 定 寄 附」：公益法人認定法第 5 条第 17 号に規定する者に対する寄附（公益法人認定法第 5 条第 17 号に規定する者：国、地方公共団体、類似の事業を目的とする他の公益法人、学校法人、社会福祉法人等）

「継続事業」：特例民法法人が一般財団法人への移行の認可を受けた後、継続して行う不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する目的に関する事業

本会が現在実施している事業は、すべてが会員を対象としている事業のため、公益目的支出計画の対象となる不特定かつ多数の者の利益の増進とはいえず、「継続事業」として認可を得ることができません。

また新たに「公益目的事業」を実施する場合には、事業実施体制、事業実施にあたっての財源等の観点から極めて厳しいこととなります。

そのため、本会の公益目的支出計画については、「特定寄附」により実施することが適当と考えます。

また、特定寄附の対象者の選定につきましては、公益法人認定法第5条第17号に規定する者の中で、社会福祉法人を選定することといたしました。

対象とする社会福祉法人については、「本会に加入している全社会福祉法人である794法人へ広く寄附をする方法」と「大阪府下における社会福祉協議会へ寄附する方法」について検討をいたしました。特定寄附の対象者については、類似の事業を目的としていることが必要となるため、本会加入の全社会福祉法人を相手先とする特定寄附は、事業の類似性の基準から認められないこととなりました。（主務官庁の確認済）

一方、社会福祉協議会については、社会福祉に関する事業を実施するなど、本会の目的である施設従事者の福祉増進と福祉施設の健全な運営に資するための支援を行っており、類似性があると考えられます。

特に、大阪府社会福祉協議会においては、大阪府下の広域的な事業を行っており、本会からの「特定寄附」により、公益目的支出計画の趣旨に沿った公益事業の展開が期待できます。

については、大阪府下の全域を対象とした事業の検討を条件として、大阪府社会福祉協議会に対して「特定寄附」を行うことが適切と判断いたします。

特定寄附の金額（公益目的財産額）については、退職共済事業で保有する資産（運用により時価額が変動）から退職金を支払うための債務（責任準備金）を超過する額と貸付事業の元金の額が主なものとなります。

この公益目的財産額については、年次計画を以って特定寄附を行い零とする公益目的支出計画を策定することとなりますが、貸付事業の元金については、

償還期間が最長 15 年となっており、短期間に支出することで他の事業の財源から流用するなどの影響を及ぼす恐れがあるため、ある程度の期間が必要と考えます。

また、本会においては、「公益法人改革への対応にかかる基本方針」の中に「本会事業が公益事業として認定される事態になれば、協議決定の上、速やかに公益財団法人への申請を行う。」となっており、一般財団法人への移行後、公益財団法人に移行することが考えられます。

この場合においては、公益財団法人への移行時点で公益目的支出計画は終了したものとみなされますので、支出期間については、一定の期間を設けることが公益財団法人に移行後の事業運営を考える上で、適切と考えられます。

以上のような状況に鑑み、本委員会としては、公益目的支出計画の策定について、社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会を対象とする「特定寄附」を計画し、支出期間と金額については、15 年の期間で均等に支出することを答申いたします。

以上

## 福利厚生事業運営委員名簿

任期:平成26年3月31日迄

氏 名	所 属	選出区分	備 考
橋本 龍則	大阪府福祉部地域福祉推進室 法人指導課 監理グループ 企画統括主査		
岡野 秀隆	大阪市健康福祉局 総務部 総務課 担当係長		
青木 美知子	大阪府社会福祉協議会事務局長		
東 隆司	大阪市社会福祉協議会事務局長		
山上 幸雄	大阪府社会福祉事業団常務理事		
森田 信司	若江保育園	保 育 部 会	
橘田 由紀子	みどり幼児園	保 育 士 会	
奥田 益弘	藤井寺特別養護老人ホーム	老人施設部会	
水本 佳孝	枚方市立総合福祉会館 デイサービスセンター	老人施設部会	
伊山 喜二	南 河 学 園	児童施設部会	委員長
松本 幹生	高 津 学 園	市児童福祉連盟	
大西 豊美	み な と 寮	成人施設部会	
満石 和彦	明 光 ワ ー ク ス	セルフ部会	
青地 正壽	阿 さ ひ 保 育 園	市保育連盟	
奥野 匡俊	四天王寺悲田太子乃園	母子施設部会	
竹田 功	生 駒 学 園	従事者部会	